

民間保育士等キャリアアップ研修に関するQ&A

H29.10.20時点

問	質問	回答
1	山梨県が定めるキャリアアップ研修しか、単位取得の対象にならないのでしょうか？	県で実施する民間保育士等キャリアアップ研修以外に、既存の研修や各種団体が行っている研修を、キャリアアップ研修として指定する予定はありません。 なお、他県で受講したキャリアアップ研修についても、国の要件を満たすものであれば、本県の加算対象となります。
2	受講者の決定は県で行うことのようにですが、大規模園には、対象となる職員数も多いので複数申し込みしたいのですが、受講決定はどうなりますか？	受講希望者が定員を超過した場合は、処遇改善等加算Ⅱを取得する施設を優先し、施設規模等のバランスを見ながら、各施設から最低1名は参加できるよう調整します。
3	希望者多数で受講できなかった職員への対応策をお聞きかせください。	H29年度とH30年度の2年間で、受講対象者全員が研修を受講できるよう調整する予定です。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は研修要件ではないので良いのですが、来年度以降は必修要件となるのでしょうか。 ・当園は60人定員で、Aの副主任、専門リーダーが3人、Bの分野別リーダーが2名となります。Aの4研修では最低限今年、来年度2研修ずつ取得、分野別では1分野2名が受講となるのですが、研修科目はマネジメント研修を含め8科目は毎年確保されるのでしょうか？ ・特に今年度、来年度においては受講者が特に集中するのではないかと思いますので、受入れは全て可能なのでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「H29年度は研修要件を課さず、H30年度以降は職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定」(H29国通知)とされていますが、H30年度以降については、まだ国から方針が示されておりません。なお、H29.10.20国QAIにおいて、「具体的な研修要件については、現在検討中であり、秋～冬頃を目途にお示しする予定」とされています。 ・H29年度は4分野を実施する予定。H30年度以降については未定ですが、できる限り受講機会を確保する予定です。 ・問3のとおり。
5	同一研修を年度内に複数回の実施はできますか？	H29年度は国が示す8分野中4分野を実施し、かつ、各分野1回のみ実施となりますが、H30年度は複数回実施できるよう検討したいと思います。
6	土曜、日曜の回数を増やしてもらうことは可能でしょうか？	H29.3月に実施したアンケート調査において、平日開催を希望する施設が多数であったため、H29年度は主に平日開催としています(第1回目マネジメント研修のみ日曜日開催)。 H30年度以降は、今年度の実施状況等踏まえ、検討したいと思います。
7	7月の県の説明会の折に、他園からの要望として(土曜日保育があるので)休日での研修日程をお願いしたいのですができるのでしょうか？	問6のとおり。
8	1分野あたり1日7.5時間を2日間受講する日程となっているが、修了の要件として、今年度中にある分野の1日目のみ受講をし、翌年度に2日目の受講をするという方法でも、その分野を修了したとみなしますか？	受講希望者は設定された1分野15時間の日程を受講することができる者とし、他の回や年度をまたいでの受講で補うことはできません。
9	研修が2日間になると思いますが、都合で1日が欠席となってしまった場合、どのような扱いになるのでしょうか？	問8のとおり。

民間保育士等キャリアアップ研修に関するQ&A

H29.10.20時点

問	質問	回答
10	今年度、1つの研修を15時間の内7.5時間しか受講できなかった場合、次年度残りの7.5時間を受講すれば修了証がもらえるのですか？それとも、同年度内に15時間受講しなければ修了証は取得できないのですか？	問8のとおり。
11	複数が研修を受けさせてもらうこととなりますが、1名が何らかの理由で1科目の受講を欠席することになった場合、補講を受けさせていただけのでしょうか？1人でも欠席が出た場合、その施設には資格がなくなると聞いています。	補講は予定しておりません。他の分野か他の回、もしくは翌年度に受講することになります。
12	公立保育園の職員も専門性の向上に向けて取り組んでいます、この研修との兼ね合いについてはどうとらえたらよいですか？	本研修は処遇改善等加算の要件となっていることから(H29は要件とせず、H30以降は未定)、民間保育士等を優先させていただきます。ただし、定員に空きがある場合は、公立保育士等も受講可能です。
13	平成30年度に処遇改善加算Ⅱを受ける場合、キャリアアップ研修は平成29年度中にうけ修了していないといけないのでしょうか？職務分野が『食育アレルギー』の場合、今年度研修がないのですが、平成30年度副主幹として加算の対象になれるのでしょうか？	H29年度は研修要件を課さず、H30年度以降は職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定とされております。なお、加算の要件を満たす場合に、加算の認定を行います。
14	A(副主任保育士・専門リーダー)及びB(分野別リーダー)の研修が未達成の場合は、達成分だけが賃金改善額とされるのですか？	問13のとおり。
15	文部科学省から「幼稚園教諭等」について別紙の見解が出されています。別紙のP11中「1実施主体」「4研修受講歴の管理・確認」「5留意点」については、今回の説明会に係る研修事業との関係はどうなるのか明確な説明を求めます。	国から詳細が示され次第、お知らせします。